

(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下「国基準」という。))で定めていた指定居宅介護支援の事業の人員および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

(施行予定日：平成27年4月1日)

2. (仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業および基準該当居宅介護支援の事業です。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

居宅介護支援の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時においても事業を継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力体制の構築について、努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。